

秋田県看護協会
国民保護業務計画

平成19年3月（令和4年9月改正）

公益社団法人 秋田県看護協会

目 次

第1章 総則	20-3
第1節 計画の目的	20-3
第2節 基本方針	20-3
1. 看護協会の国民保護措置等	
2. 国民保護措置等の実施上の留意事項	
3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間	
第2章 平素からの備え	20-4
第1節 活動体制の整備	20-4
第2節 災害支援ナース派遣体制の確立	20-4
1. 災害支援ナースの育成	
2. 訓練の実施	
第3章 武力攻撃事態等への対処	20-4
第1節 秋田県国民保護対策本部への対応	20-4
第2節 活動体制の確立	20-4
1. 看護協会国民保護対策本部の設置	
2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営	
第3節 住民への情報提供	20-4
第4節 警報の伝達	20-4
第5節 医療の提供及び助産の実施	20-5
1. 災害支援ナースの派遣	
2. 県知事への要請	
第6節 看護協会施設の安全確保	20-5
1. 施設の安全確保	
2. 利用者の安全確保	
3. 応急の復旧	
第4章 緊急対処事態への対処	20-5
第5章 計画の適切な見直し	20-5
【用語の定義】	20-6

秋田県看護協会国民保護業務計画

制定 平成19年3月23日第7回理事会

改正 令和4年9月21日第3回理事会

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、「国民の保護に関する基本方針」及び「秋田県国民保護関計画」に基づき、指定地方公共機関としての秋田県看護協会（以下「看護協会」という。）の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 看護協会の国民保護措置等

看護協会は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、本計画に基づき、国、秋田県、市町村、関係指定公共機関、他の指定地方公共機関（以下「県等」という。）と相互に連携協力し、災害支援ナース、会員及び協会役職員が一体となって、看護協会の業務に関する国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。

2. 国民保護措置等の実施上の留意事項

本計画に基づく国民保護措置等の実施にあたり、次の事項に留意する。

(1) 関係機関との連携の確保

県等及び他の医療関係団体と緊密な連携体制の確保に努める。

(2) 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施方法については、県等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃災害の状況に即して自主的に判断する。

(3) 安全の確保

国民保護措置等の実施にあたり、国民保護措置等に従事する災害支援ナース、会員及び協会役職員の安全の確保に十分配慮する。

(4) 高齢者等への配慮、赤十字紀章等の適正使用

ア 国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者の保護に留意する。

イ 国民保護措置等の実施にあたり、赤十字標章等を使用する場合は、県知事の許可に基づき適正に使用する。

(5) 秋田県国民保護対策本部長の総合調整への対応

秋田県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、所要の措置の的確かつ迅速な実施に努める。

3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間

- (1) 看護協会は、国民保護措置等として避難施設、救護所、医療機関等において医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）を実施し、その内容は、被害状況、被災者の医療ニーズ又は県等からの要請内容による。
- (2) 看護協会の国民保護措置等の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ自立の見通しが立つまでの間又は県等からの実施要請期間とする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

武力攻撃災害に備え、国民保護措置等の実施状況や会員の被災状況等の情報収集、緊急時の協会役職員の参集や県知事からの警報等の伝達手順等、災害看護支援要綱及び危機管理マニュアルに定める防災における活動体制を整備する。

第2節 災害支援ナース派遣体制の確立

武力攻撃災害における的確かつ迅速な医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に備え、災害支援ナースの派遣体制を確立するとともに所属機関との連携強化に努める。

1. 災害支援ナースの育成

武力攻撃災害の医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に必要な災害支援ナースを計画的に育成する。

2. 訓練の実施

災害支援ナースと所属機関と連携して派遣調整訓練を実施する。また、県等が実施する国民保護措置等に関する訓練への参加に努めるとともに、防災訓練に国民保護措置等に関する訓練を有機的に連携するよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態への対処

第1節 秋田県国民保護対策本部の設置への対応

県に秋田県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、警報の通知に準じて会員等に迅速に通知するなどの必要な措置を講じる。

第2節 活動体制の確立

1. 看護協会国民保護対策本部の設置

県対策本部が設置され、会長が必要であると判断した場合は、看護協会国民保護対策本部（以下「看護協会対策本部」という。）を設置する。

2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営

看護協会対策本部の組織及び運営については、災害支援本部を看護協会対策本部と読み替えて災害看護支援要綱による。

第3節 住民への情報提供

看護協会が実施する国民保護措置の実施状況等について、ホームページ等による住民への適時かつ適切な情報提供に努める。

第4節 警報の伝達

県知事より警報の通知を受けた場合には、会員に対する確かつ迅速に伝達するとともに、会員を通じ入院患者等利用者への伝達に努める。

第5節 医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）

1. 災害支援ナースの派遣

県知事から医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に係る医療チーム編成の要請があった場合は、本計画及び災害看護支援要綱に基づき災害支援ナースを派遣する。

2. 県知事への要請

医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）の円滑かつ的確な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求める。

第6節 看護協会施設の安全確保

1. 施設の安全確保

県等から施設の安全確保に関する要請があった場合は、巡回の強化等施設の安全確保に努める。

2. 利用者の安全確保

武力攻撃災害が発生した場合は、施設利用者の適正な誘導等、危機管理マニュアルにより利用者等の安全を確保する。

3. 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合は、施設及び設備の緊急点検を実施し、必要に応じ県等に支援を求める等、迅速な応急の復旧に努める。

第4章 緊急処理事態への対処

緊急処理事態における看護協会の活動体制及び措置の実施方法については、武力攻撃事態への対応に準じて行う。

第5章 計画の適切な見直し

本計画は、必要に応じ見直しを行い、変更した場合は、県知事に報告するとともにホームページ等に公表する。

附 則

1 この計画は、平成19年3月23日から施行する。

1 改正計画は、令和4年9月21日から施行する。

【用語の定義】

(1) 武力攻撃

我国に対する外部からの武力攻撃をいう

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力予測事態をいう

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう

(6) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう

(7) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう

(8) 緊急対処保護措置

緊急対処事態における国民の保護のための措置をいう

秋田県看護協会
国民保護業務計画

平成19年3月（令和4年9月改正）

公益社団法人 秋田県看護協会

目 次

第1章 総則	20-3
第1節 計画の目的	20-3
第2節 基本方針	20-3
1. 看護協会の国民保護措置等	
2. 国民保護措置等の実施上の留意事項	
3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間	
第2章 平素からの備え	20-4
第1節 活動体制の整備	20-4
第2節 災害支援ナース派遣体制の確立	20-4
1. 災害支援ナースの育成	
2. 訓練の実施	
第3章 武力攻撃事態等への対処	20-4
第1節 秋田県国民保護対策本部への対応	20-4
第2節 活動体制の確立	20-4
1. 看護協会国民保護対策本部の設置	
2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営	
第3節 住民への情報提供	20-4
第4節 警報の伝達	20-4
第5節 医療の提供及び助産の実施	20-5
1. 災害支援ナースの派遣	
2. 県知事への要請	
第6節 看護協会施設の安全確保	20-5
1. 施設の安全確保	
2. 利用者の安全確保	
3. 応急の復旧	
第4章 緊急対処事態への対処	20-5
第5章 計画の適切な見直し	20-5
【用語の定義】	20-6

秋田県看護協会国民保護業務計画

制定 平成19年3月23日第7回理事会

改正 令和4年9月21日第3回理事会

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、「国民の保護に関する基本方針」及び「秋田県国民保護関計画」に基づき、指定地方公共機関としての秋田県看護協会（以下「看護協会」という。）の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 看護協会の国民保護措置等

看護協会は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、本計画に基づき、国、秋田県、市町村、関係指定公共機関、他の指定地方公共機関（以下「県等」という。）と相互に連携協力し、災害支援ナース、会員及び協会役職員が一体となって、看護協会の業務に関する国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。

2. 国民保護措置等の実施上の留意事項

本計画に基づく国民保護措置等の実施にあたり、次の事項に留意する。

(1) 関係機関との連携の確保

県等及び他の医療関係団体と緊密な連携体制の確保に努める。

(2) 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施方法については、県等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃災害の状況に即して自主的に判断する。

(3) 安全の確保

国民保護措置等の実施にあたり、国民保護措置等に従事する災害支援ナース、会員及び協会役職員の安全の確保に十分配慮する。

(4) 高齢者等への配慮、赤十字紀章等の適正使用

ア 国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者の保護に留意する。

イ 国民保護措置等の実施にあたり、赤十字標章等を使用する場合は、県知事の許可に基づき適正に使用する。

(5) 秋田県国民保護対策本部長の総合調整への対応

秋田県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、所要の措置の的確かつ迅速な実施に努める。

3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間

- (1) 看護協会は、国民保護措置等として避難施設、救護所、医療機関等において医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）を実施し、その内容は、被害状況、被災者の医療ニーズ又は県等からの要請内容による。
- (2) 看護協会の国民保護措置等の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ自立の見通しが立つまでの間又は県等からの実施要請期間とする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

武力攻撃災害に備え、国民保護措置等の実施状況や会員の被災状況等の情報収集、緊急時の協会役職員の参集や県知事からの警報等の伝達手順等、災害看護支援要綱及び危機管理マニュアルに定める防災における活動体制を整備する。

第2節 災害支援ナース派遣体制の確立

武力攻撃災害における的確かつ迅速な医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に備え、災害支援ナースの派遣体制を確立するとともに所属機関との連携強化に努める。

1. 災害支援ナースの育成

武力攻撃災害の医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に必要な災害支援ナースを計画的に育成する。

2. 訓練の実施

災害支援ナースと所属機関と連携して派遣調整訓練を実施する。また、県等が実施する国民保護措置等に関する訓練への参加に努めるとともに、防災訓練に国民保護措置等に関する訓練を有機的に連携するよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態への対処

第1節 秋田県国民保護対策本部の設置への対応

県に秋田県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、警報の通知に準じて会員等に迅速に通知するなどの必要な措置を講じる。

第2節 活動体制の確立

1. 看護協会国民保護対策本部の設置

県対策本部が設置され、会長が必要であると判断した場合は、看護協会国民保護対策本部（以下「看護協会対策本部」という。）を設置する。

2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営

看護協会対策本部の組織及び運営については、災害支援本部を看護協会対策本部と読み替えて災害看護支援要綱による。

第3節 住民への情報提供

看護協会が実施する国民保護措置の実施状況等について、ホームページ等による住民への適時かつ適切な情報提供に努める。

第4節 警報の伝達

県知事より警報の通知を受けた場合には、会員に対する確かつ迅速に伝達するとともに、会員を通じ入院患者等利用者への伝達に努める。

第5節 医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）

1. 災害支援ナースの派遣

県知事から医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に係る医療チーム編成の要請があった場合は、本計画及び災害看護支援要綱に基づき災害支援ナースを派遣する。

2. 県知事への要請

医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）の円滑かつ的確な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求める。

第6節 看護協会施設の安全確保

1. 施設の安全確保

県等から施設の安全確保に関する要請があった場合は、巡回の強化等施設の安全確保に努める。

2. 利用者の安全確保

武力攻撃災害が発生した場合は、施設利用者の適正な誘導等、危機管理マニュアルにより利用者等の安全を確保する。

3. 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合は、施設及び設備の緊急点検を実施し、必要に応じ県等に支援を求める等、迅速な応急の復旧に努める。

第4章 緊急処理事態への対処

緊急処理事態における看護協会の活動体制及び措置の実施方法については、武力攻撃事態への対応に準じて行う。

第5章 計画の適切な見直し

本計画は、必要に応じ見直しを行い、変更した場合は、県知事に報告するとともにホームページ等に公表する。

附 則

1 この計画は、平成19年3月23日から施行する。

1 改正計画は、令和4年9月21日から施行する。

【用語の定義】

(1) 武力攻撃

我国に対する外部からの武力攻撃をいう

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力予測事態をいう

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう

(6) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう

(7) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう

(8) 緊急対処保護措置

緊急対処事態における国民の保護のための措置をいう

秋田県看護協会
国民保護業務計画

平成19年3月（令和4年9月改正）

公益社団法人 秋田県看護協会

目 次

第1章 総則	20-3
第1節 計画の目的	20-3
第2節 基本方針	20-3
1. 看護協会の国民保護措置等	
2. 国民保護措置等の実施上の留意事項	
3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間	
第2章 平素からの備え	20-4
第1節 活動体制の整備	20-4
第2節 災害支援ナース派遣体制の確立	20-4
1. 災害支援ナースの育成	
2. 訓練の実施	
第3章 武力攻撃事態等への対処	20-4
第1節 秋田県国民保護対策本部への対応	20-4
第2節 活動体制の確立	20-4
1. 看護協会国民保護対策本部の設置	
2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営	
第3節 住民への情報提供	20-4
第4節 警報の伝達	20-4
第5節 医療の提供及び助産の実施	20-5
1. 災害支援ナースの派遣	
2. 県知事への要請	
第6節 看護協会施設の安全確保	20-5
1. 施設の安全確保	
2. 利用者の安全確保	
3. 応急の復旧	
第4章 緊急対処事態への対処	20-5
第5章 計画の適切な見直し	20-5
【用語の定義】	20-6

秋田県看護協会国民保護業務計画

制定 平成19年3月23日第7回理事会

改正 令和4年9月21日第3回理事会

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、「国民の保護に関する基本方針」及び「秋田県国民保護関計画」に基づき、指定地方公共機関としての秋田県看護協会（以下「看護協会」という。）の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 看護協会の国民保護措置等

看護協会は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、本計画に基づき、国、秋田県、市町村、関係指定公共機関、他の指定地方公共機関（以下「県等」という。）と相互に連携協力し、災害支援ナース、会員及び協会役職員が一体となって、看護協会の業務に関する国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。

2. 国民保護措置等の実施上の留意事項

本計画に基づく国民保護措置等の実施にあたり、次の事項に留意する。

(1) 関係機関との連携の確保

県等及び他の医療関係団体と緊密な連携体制の確保に努める。

(2) 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施方法については、県等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃災害の状況に即して自主的に判断する。

(3) 安全の確保

国民保護措置等の実施にあたり、国民保護措置等に従事する災害支援ナース、会員及び協会役職員の安全の確保に十分配慮する。

(4) 高齢者等への配慮、赤十字紀章等の適正使用

ア 国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者の保護に留意する。

イ 国民保護措置等の実施にあたり、赤十字標章等を使用する場合は、県知事の許可に基づき適正に使用する。

(5) 秋田県国民保護対策本部長の総合調整への対応

秋田県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、所要の措置の的確かつ迅速な実施に努める。

3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間

- (1) 看護協会は、国民保護措置等として避難施設、救護所、医療機関等において医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）を実施し、その内容は、被害状況、被災者の医療ニーズ又は県等からの要請内容による。
- (2) 看護協会の国民保護措置等の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ自立の見通しが立つまでの間又は県等からの実施要請期間とする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

武力攻撃災害に備え、国民保護措置等の実施状況や会員の被災状況等の情報収集、緊急時の協会役職員の参集や県知事からの警報等の伝達手順等、災害看護支援要綱及び危機管理マニュアルに定める防災における活動体制を整備する。

第2節 災害支援ナース派遣体制の確立

武力攻撃災害における的確かつ迅速な医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に備え、災害支援ナースの派遣体制を確立するとともに所属機関との連携強化に努める。

1. 災害支援ナースの育成

武力攻撃災害の医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に必要な災害支援ナースを計画的に育成する。

2. 訓練の実施

災害支援ナースと所属機関と連携して派遣調整訓練を実施する。また、県等が実施する国民保護措置等に関する訓練への参加に努めるとともに、防災訓練に国民保護措置等に関する訓練を有機的に連携するよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態への対処

第1節 秋田県国民保護対策本部の設置への対応

県に秋田県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、警報の通知に準じて会員等に迅速に通知するなどの必要な措置を講じる。

第2節 活動体制の確立

1. 看護協会国民保護対策本部の設置

県対策本部が設置され、会長が必要であると判断した場合は、看護協会国民保護対策本部（以下「看護協会対策本部」という。）を設置する。

2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営

看護協会対策本部の組織及び運営については、災害支援本部を看護協会対策本部と読み替えて災害看護支援要綱による。

第3節 住民への情報提供

看護協会が実施する国民保護措置の実施状況等について、ホームページ等による住民への適時かつ適切な情報提供に努める。

第4節 警報の伝達

県知事より警報の通知を受けた場合には、会員に対する確かつ迅速に伝達するとともに、会員を通じ入院患者等利用者への伝達に努める。

第5節 医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）

1. 災害支援ナースの派遣

県知事から医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に係る医療チーム編成の要請があった場合は、本計画及び災害看護支援要綱に基づき災害支援ナースを派遣する。

2. 県知事への要請

医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）の円滑かつ的確な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求める。

第6節 看護協会施設の安全確保

1. 施設の安全確保

県等から施設の安全確保に関する要請があった場合は、巡回の強化等施設の安全確保に努める。

2. 利用者の安全確保

武力攻撃災害が発生した場合は、施設利用者の適正な誘導等、危機管理マニュアルにより利用者等の安全を確保する。

3. 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合は、施設及び設備の緊急点検を実施し、必要に応じ県等に支援を求める等、迅速な応急の復旧に努める。

第4章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態における看護協会の活動体制及び措置の実施方法については、武力攻撃事態への対応に準じて行う。

第5章 計画の適切な見直し

本計画は、必要に応じ見直しを行い、変更した場合は、県知事に報告するとともにホームページ等に公表する。

附 則

1 この計画は、平成19年3月23日から施行する。

1 改正計画は、令和4年9月21日から施行する。

【用語の定義】

(1) 武力攻撃

我国に対する外部からの武力攻撃をいう

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力予測事態をいう

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう

(6) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう

(7) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう

(8) 緊急対処保護措置

緊急対処事態における国民の保護のための措置をいう

秋田県看護協会
国民保護業務計画

平成19年3月（令和4年9月改正）

公益社団法人 秋田県看護協会

目 次

第1章 総則	20-3
第1節 計画の目的	20-3
第2節 基本方針	20-3
1. 看護協会の国民保護措置等	
2. 国民保護措置等の実施上の留意事項	
3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間	
第2章 平素からの備え	20-4
第1節 活動体制の整備	20-4
第2節 災害支援ナース派遣体制の確立	20-4
1. 災害支援ナースの育成	
2. 訓練の実施	
第3章 武力攻撃事態等への対処	20-4
第1節 秋田県国民保護対策本部への対応	20-4
第2節 活動体制の確立	20-4
1. 看護協会国民保護対策本部の設置	
2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営	
第3節 住民への情報提供	20-4
第4節 警報の伝達	20-4
第5節 医療の提供及び助産の実施	20-5
1. 災害支援ナースの派遣	
2. 県知事への要請	
第6節 看護協会施設の安全確保	20-5
1. 施設の安全確保	
2. 利用者の安全確保	
3. 応急の復旧	
第4章 緊急対処事態への対処	20-5
第5章 計画の適切な見直し	20-5
【用語の定義】	20-6

秋田県看護協会国民保護業務計画

制定 平成19年3月23日第7回理事会

改正 令和4年9月21日第3回理事会

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、「国民の保護に関する基本方針」及び「秋田県国民保護関計画」に基づき、指定地方公共機関としての秋田県看護協会（以下「看護協会」という。）の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 看護協会の国民保護措置等

看護協会は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、本計画に基づき、国、秋田県、市町村、関係指定公共機関、他の指定地方公共機関（以下「県等」という。）と相互に連携協力し、災害支援ナース、会員及び協会役職員が一体となって、看護協会の業務に関する国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。

2. 国民保護措置等の実施上の留意事項

本計画に基づく国民保護措置等の実施にあたり、次の事項に留意する。

(1) 関係機関との連携の確保

県等及び他の医療関係団体と緊密な連携体制の確保に努める。

(2) 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施方法については、県等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃災害の状況に即して自主的に判断する。

(3) 安全の確保

国民保護措置等の実施にあたり、国民保護措置等に従事する災害支援ナース、会員及び協会役職員の安全の確保に十分配慮する。

(4) 高齢者等への配慮、赤十字紀章等の適正使用

ア 国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者の保護に留意する。

イ 国民保護措置等の実施にあたり、赤十字標章等を使用する場合は、県知事の許可に基づき適正に使用する。

(5) 秋田県国民保護対策本部長の総合調整への対応

秋田県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、所要の措置の的確かつ迅速な実施に努める。

3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間

- (1) 看護協会は、国民保護措置等として避難施設、救護所、医療機関等において医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）を実施し、その内容は、被害状況、被災者の医療ニーズ又は県等からの要請内容による。
- (2) 看護協会の国民保護措置等の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ自立の見通しが立つまでの間又は県等からの実施要請期間とする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

武力攻撃災害に備え、国民保護措置等の実施状況や会員の被災状況等の情報収集、緊急時の協会役職員の参集や県知事からの警報等の伝達手順等、災害看護支援要綱及び危機管理マニュアルに定める防災における活動体制を整備する。

第2節 災害支援ナース派遣体制の確立

武力攻撃災害における的確かつ迅速な医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に備え、災害支援ナースの派遣体制を確立するとともに所属機関との連携強化に努める。

1. 災害支援ナースの育成

武力攻撃災害の医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に必要な災害支援ナースを計画的に育成する。

2. 訓練の実施

災害支援ナースと所属機関と連携して派遣調整訓練を実施する。また、県等が実施する国民保護措置等に関する訓練への参加に努めるとともに、防災訓練に国民保護措置等に関する訓練を有機的に連携するよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態への対処

第1節 秋田県国民保護対策本部の設置への対応

県に秋田県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、警報の通知に準じて会員等に迅速に通知するなどの必要な措置を講じる。

第2節 活動体制の確立

1. 看護協会国民保護対策本部の設置

県対策本部が設置され、会長が必要であると判断した場合は、看護協会国民保護対策本部（以下「看護協会対策本部」という。）を設置する。

2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営

看護協会対策本部の組織及び運営については、災害支援本部を看護協会対策本部と読み替えて災害看護支援要綱による。

第3節 住民への情報提供

看護協会が実施する国民保護措置の実施状況等について、ホームページ等による住民への適時かつ適切な情報提供に努める。

第4節 警報の伝達

県知事より警報の通知を受けた場合には、会員に対する確かつ迅速に伝達するとともに、会員を通じ入院患者等利用者への伝達に努める。

第5節 医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）

1. 災害支援ナースの派遣

県知事から医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に係る医療チーム編成の要請があった場合は、本計画及び災害看護支援要綱に基づき災害支援ナースを派遣する。

2. 県知事への要請

医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）の円滑かつ的確な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求める。

第6節 看護協会施設の安全確保

1. 施設の安全確保

県等から施設の安全確保に関する要請があった場合は、巡回の強化等施設の安全確保に努める。

2. 利用者の安全確保

武力攻撃災害が発生した場合は、施設利用者の適正な誘導等、危機管理マニュアルにより利用者等の安全を確保する。

3. 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合は、施設及び設備の緊急点検を実施し、必要に応じ県等に支援を求める等、迅速な応急の復旧に努める。

第4章 緊急処理事態への対処

緊急処理事態における看護協会の活動体制及び措置の実施方法については、武力攻撃事態への対応に準じて行う。

第5章 計画の適切な見直し

本計画は、必要に応じ見直しを行い、変更した場合は、県知事に報告するとともにホームページ等に公表する。

附 則

1 この計画は、平成19年3月23日から施行する。

1 改正計画は、令和4年9月21日から施行する。

【用語の定義】

(1) 武力攻撃

我国に対する外部からの武力攻撃をいう

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力予測事態をいう

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう

(6) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう

(7) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう

(8) 緊急対処保護措置

緊急対処事態における国民の保護のための措置をいう

秋田県看護協会
国民保護業務計画

平成19年3月（令和4年9月改正）

公益社団法人 秋田県看護協会

目 次

第1章 総則	20-3
第1節 計画の目的	20-3
第2節 基本方針	20-3
1. 看護協会の国民保護措置等	
2. 国民保護措置等の実施上の留意事項	
3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間	
第2章 平素からの備え	20-4
第1節 活動体制の整備	20-4
第2節 災害支援ナース派遣体制の確立	20-4
1. 災害支援ナースの育成	
2. 訓練の実施	
第3章 武力攻撃事態等への対処	20-4
第1節 秋田県国民保護対策本部への対応	20-4
第2節 活動体制の確立	20-4
1. 看護協会国民保護対策本部の設置	
2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営	
第3節 住民への情報提供	20-4
第4節 警報の伝達	20-4
第5節 医療の提供及び助産の実施	20-5
1. 災害支援ナースの派遣	
2. 県知事への要請	
第6節 看護協会施設の安全確保	20-5
1. 施設の安全確保	
2. 利用者の安全確保	
3. 応急の復旧	
第4章 緊急対処事態への対処	20-5
第5章 計画の適切な見直し	20-5
【用語の定義】	20-6

秋田県看護協会国民保護業務計画

制定 平成19年3月23日第7回理事会

改正 令和4年9月21日第3回理事会

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、「国民の保護に関する基本方針」及び「秋田県国民保護関計画」に基づき、指定地方公共機関としての秋田県看護協会（以下「看護協会」という。）の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 看護協会の国民保護措置等

看護協会は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、本計画に基づき、国、秋田県、市町村、関係指定公共機関、他の指定地方公共機関（以下「県等」という。）と相互に連携協力し、災害支援ナース、会員及び協会役職員が一体となって、看護協会の業務に関する国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。

2. 国民保護措置等の実施上の留意事項

本計画に基づく国民保護措置等の実施にあたり、次の事項に留意する。

(1) 関係機関との連携の確保

県等及び他の医療関係団体と緊密な連携体制の確保に努める。

(2) 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置等の実施方法については、県等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃災害の状況に即して自主的に判断する。

(3) 安全の確保

国民保護措置等の実施にあたり、国民保護措置等に従事する災害支援ナース、会員及び協会役職員の安全の確保に十分配慮する。

(4) 高齢者等への配慮、赤十字紀章等の適正使用

ア 国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者の保護に留意する。

イ 国民保護措置等の実施にあたり、赤十字標章等を使用する場合は、県知事の許可に基づき適正に使用する。

(5) 秋田県国民保護対策本部長の総合調整への対応

秋田県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、所要の措置の的確かつ迅速な実施に努める。

3. 看護協会の国民保護措置等及び実施期間

- (1) 看護協会は、国民保護措置等として避難施設、救護所、医療機関等において医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）を実施し、その内容は、被害状況、被災者の医療ニーズ又は県等からの要請内容による。
- (2) 看護協会の国民保護措置等の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ自立の見通しが立つまでの間又は県等からの実施要請期間とする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

武力攻撃災害に備え、国民保護措置等の実施状況や会員の被災状況等の情報収集、緊急時の協会役職員の参集や県知事からの警報等の伝達手順等、災害看護支援要綱及び危機管理マニュアルに定める防災における活動体制を整備する。

第2節 災害支援ナース派遣体制の確立

武力攻撃災害における的確かつ迅速な医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に備え、災害支援ナースの派遣体制を確立するとともに所属機関との連携強化に努める。

1. 災害支援ナースの育成

武力攻撃災害の医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に必要な災害支援ナースを計画的に育成する。

2. 訓練の実施

災害支援ナースと所属機関と連携して派遣調整訓練を実施する。また、県等が実施する国民保護措置等に関する訓練への参加に努めるとともに、防災訓練に国民保護措置等に関する訓練を有機的に連携するよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態への対処

第1節 秋田県国民保護対策本部の設置への対応

県に秋田県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、警報の通知に準じて会員等に迅速に通知するなどの必要な措置を講じる。

第2節 活動体制の確立

1. 看護協会国民保護対策本部の設置

県対策本部が設置され、会長が必要であると判断した場合は、看護協会国民保護対策本部（以下「看護協会対策本部」という。）を設置する。

2. 看護協会国民保護対策本部の組織運営

看護協会対策本部の組織及び運営については、災害支援本部を看護協会対策本部と読み替えて災害看護支援要綱による。

第3節 住民への情報提供

看護協会が実施する国民保護措置の実施状況等について、ホームページ等による住民への適時かつ適切な情報提供に努める。

第4節 警報の伝達

県知事より警報の通知を受けた場合には、会員に対する確かつ迅速に伝達するとともに、会員を通じ入院患者等利用者への伝達に努める。

第5節 医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）

1. 災害支援ナースの派遣

県知事から医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）に係る医療チーム編成の要請があった場合は、本計画及び災害看護支援要綱に基づき災害支援ナースを派遣する。

2. 県知事への要請

医療救護活動（医療の提供及び助産の実施）の円滑かつ的確な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求める。

第6節 看護協会施設の安全確保

1. 施設の安全確保

県等から施設の安全確保に関する要請があった場合は、巡回の強化等施設の安全確保に努める。

2. 利用者の安全確保

武力攻撃災害が発生した場合は、施設利用者の適正な誘導等、危機管理マニュアルにより利用者等の安全を確保する。

3. 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合は、施設及び設備の緊急点検を実施し、必要に応じ県等に支援を求める等、迅速な応急の復旧に努める。

第4章 緊急処理事態への対処

緊急処理事態における看護協会の活動体制及び措置の実施方法については、武力攻撃事態への対応に準じて行う。

第5章 計画の適切な見直し

本計画は、必要に応じ見直しを行い、変更した場合は、県知事に報告するとともにホームページ等に公表する。

附 則

1 この計画は、平成19年3月23日から施行する。

1 改正計画は、令和4年9月21日から施行する。

【用語の定義】

(1) 武力攻撃

我国に対する外部からの武力攻撃をいう

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力予測事態をいう

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう

(6) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう

(7) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう

(8) 緊急対処保護措置

緊急対処事態における国民の保護のための措置をいう